

報 告 同

八月三十一日

雜誌 昭和十二年八月二十五日

鍼灸按摩業徒弟の労働争議

辯言録六六〇號

財団法人 財團協議會 福岡出張所

財団法人 財團協議會 福岡出張所

鍼灸按摩業徒弟の労働争議

- 一、所 在 地 久留米市東町
- 二、事業の種類 鍼灸按摩術營業
- 三、事業主 下川 太郎
- 四、従業員数 九名（研究生一名、徒弟八名）
- 五、争議参加員数 六名
- 六、争議發生年月日 昭和十二年八月二十五日
- 七、同 解決年月日 同 年八月三十一日
- 八、争議發生原因

隣接各郡の鍼灸按摩術營業組合に在りては毎月定休日あり且つ慰安優遇の途あるに對し久留米市の組合は何等の施設もなき爲前下川方の徒弟は之が要求をなすべく協議中の處八月二十五日午后七時代表者は營業主を訪問し定休日の制定を要求